|  |
| --- |
| 建築設備工事監理状況調書 |
| 　 | 確認項目 | 添付書類 | 　 |
| 共通 | 1 | 令第9条の関係規定(水道法、下水道法、ガス事業法等)については、所管官庁届等により確認している。 | 　 |
| 避雷設備 | 1 | 【JIS A 4201―2003規格の場合】外部保護システムは設計どおり施工している。 | 写真・データ |
| 2 | 【JIS A 4201―2003規格の場合】外部保護システムの構成部材が全て良好な状態にあり、設計どおりの機能を満たしている。 | 　 |
| 3 | 【JIS A 4201―1992規格の場合】高さ20mをこえる部分が保護角内におさまり、接地極が地下0.5m以上の深さに埋設され、規定の接地抵抗値以下である。 | 写真・データ |
| 4 | 【JIS A 4201―1992規格の場合】避雷導線から1.5m以内にある金属体(TVアンテナ、高架タンク等)は電気的に接続されている。 | 　 |
| 5 | 【JIS A 4201―1992規格の場合】簡略法の場合は鉄筋、鉄骨との溶接が規定どおり施工されている。 | 写真 |
| その他 |  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
|  |  |  |
| (注意)　1　確認した項目については、項目番号を○で囲んでください。　2　項目に記載がない建築設備(給排水設備、非常用の照明装置等)がありましたら、その他の欄に 記入し、写真、データ等を添付してください。 |

(日本産業規格A列4番)